学校いじめ防止基本方針

令和５年４月７日改訂

（平成 26 年３月３日作成）

岸和田市立東光小学校

目　　次

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方 …… ３
１　基本理念
２　いじめの定義
３　いじめ防止のための組織
４　取組状況の把握と検証（PDCA）
５　年間計画

第２章　いじめ防止 …… ６
１　基本的な考え方
２　いじめの防止のための措置

第３章　早期発見 …… ９
１　基本的な考え方
２　いじめ早期発見のための措置

第４章　いじめに対する迅速な対応 …… １０
１　基本的な考え方
２　いじめ発見・通報を受けたときの対応
３　いじめられた児童又はその保護者への対応
４　いじめた児童への指導又はその保護者への助言
５　いじめが起きた集団への働きかけ
６　ネット上のいじめへの対応
７　重大事態への対応

第５章　その他 …… １３
１　不登校児童への対応
２　本基本方針の定期的な更新と見直し
関係資料

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心身共にたくましく、豊かな子どもを育てる」を教育目標としており、「進んで取り組む子（自主）、思いやりのある子（友愛）、明るく元気な子（健康）」の育成を目指している。そのために、特別支援教育・道徳教育・人権教育にも力を入れ取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

⑴　名称

「いじめ対策委員会」

⑵　構成員

校長、教頭、首席、
子ども支援コーディネーター（生活指導主担、養護教諭、特別支援教育コーディネーター）
各学年主任、人権教育主担者
必要に応じて外部専門家（ＳＳＷ、ＳＣ等）
※いじめが発生した場合は、当該学級担任も加わる。

⑶　役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめへの対応
エ　教職員の資質向上のための校内研修
オ　年間計画の企画と実施
カ　年間計画進捗のチェック
キ　各取組の有効性の検証
ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

いじめ対策委員会は、１学期の初めと各学期の終わりに、年間計４回を開催し、いじめ対策の計画を作成すると共に、いじめへの具体的な対応のあり方の検討、取組みが計画通りに進んでいるかどうかの進行管理、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

５　年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立東光小学校　いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
４月 ５月 ６月 ７月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握 生活アンケートの実施 Q-U 生徒指導全体会 （職員向け） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握 生活アンケートの実施 Q-U 生徒指導全体会 （職員向け） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握 生活アンケートの実施 Q-U 生徒指導全体会 （職員向け） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 宿泊学習（５年生） （集団づくり）	いじめ対策委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ更新 ＰＴＡ総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 以後毎月：いじめ対策委員会（進捗確認） アンケート確認 生徒指導全体会 （職員向け）
８月 ９月 １０月 １１月 １２月	学期始めの見守り 運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施 Q-U 個人面談 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	学期始めの見守り 情報モラル学習 （児童・保護者向け） 運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施 Q-U 個人面談 音楽会（集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	学期始めの見守り 情報モラル学習 （児童向け） 運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施 Q-U 個人面談 修学旅行（６年生） （集団づくり） 音楽会（集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	学期始めの見守り アンケート確認 教育相談週間 委員会（状況報告と取組みの検証）
１月 ２月 ３月	学期始めの見守り 生徒指導全体会 （職員向け） 生活アンケートの実施 修業式	学期始めの見守り 生徒指導全体会 （職員向け） 生活アンケートの実施 修業式	学期始めの見守り 生徒指導全体会 （職員向け） 生活アンケートの実施 修業式・卒業式	学期始めの見守り 生徒指導全体会 （職員向け） アンケート確認 第４回委員会（年間の取組みの検証）

※年に１回、参観時に道徳公開授業の実施

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

【いじめ未然防止のための学校体制】

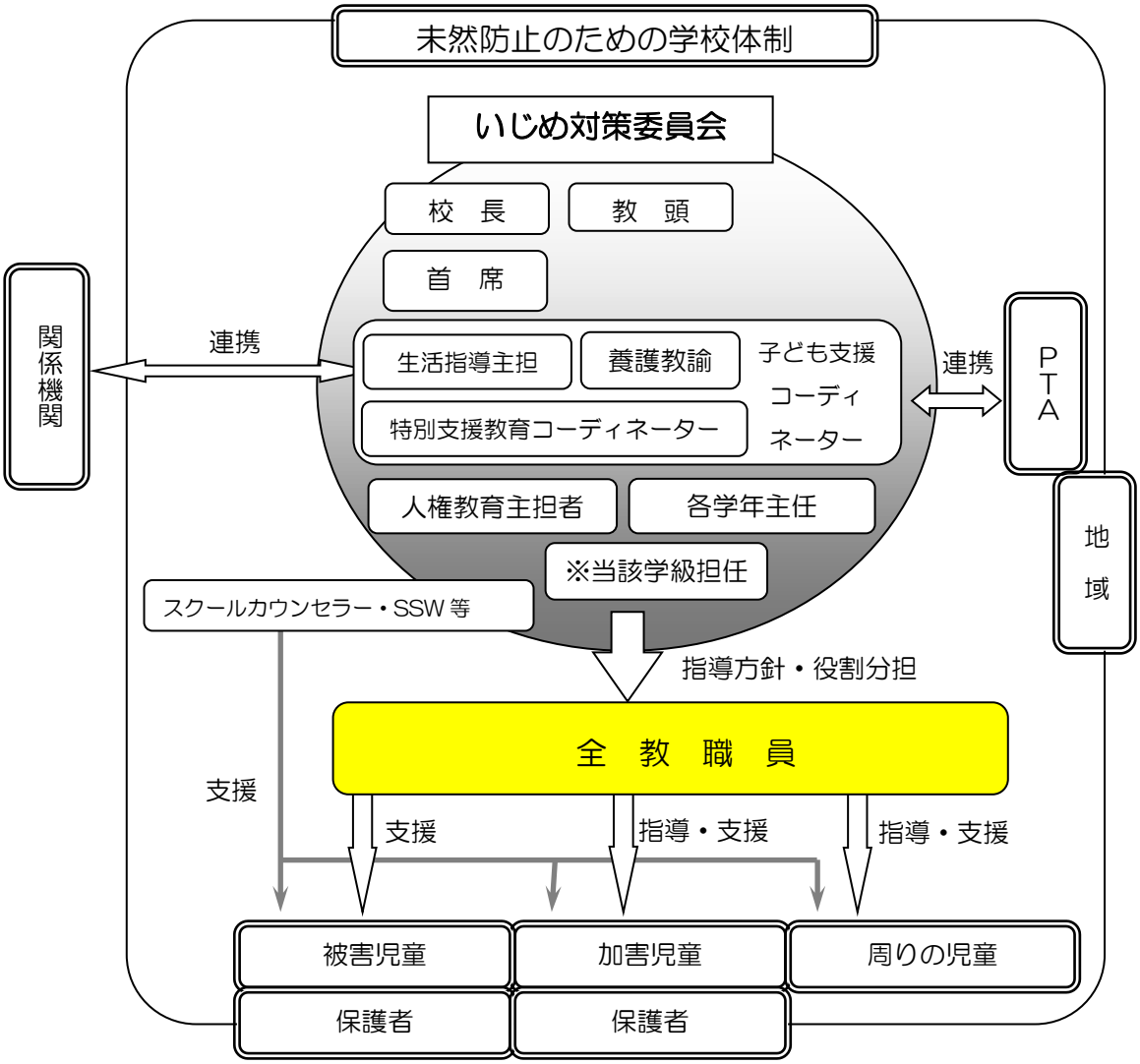

※は問題発生時

２　いじめの防止のための措置

（１）　基本的な姿勢

教職員は、自らの人権感覚を磨き、いじめ問題に関する知識と感性・判断力を向上させるため、日々研修に努める。平素からいじめについての共通理解を図るため、児童の情報を共有し、組織的な生活指導に取組めるよう、職員朝礼・定例の部会において、「児童情報交換」の時間を設ける。また、生活指導部会と人権教育推進委員会で協力して、学級実態の交流会や研修会などを行う

児童に対しては、学級活動、道徳、人権教育、児童会活動等を通じて、いじめについて考え学ぶ機会を作り、「いじめは絶対に許されないもの」という意識を育てる。

（２）児童に対する指導

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る態度を育てることが必要である。

そのために、日々の学級活動や道徳の時間に、児童がまず自尊感情を高め、互いを認め合う活動を積極的に取り入れていく。すべての児童に、集団の一員としての自覚を持ち、社会性を育むと共に、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の違いを乗り越えて物事を建設的に解決していく力を育てる。

（３）教職員として

いじめが生まれる背景を踏まえての指導上の注意としては、「いじめを絶対に許さない」という明確な思いを持って、教育活動に取組み、いじめられた児童の立場に立ちきることが大切である。また、未然にいじめを防止するために、教職員自らが、児童をよく見つめ、児童の声に耳を傾け、理解し、児童の人権を尊重し続けることが大切である。そして、日頃から学級や学年で一人ひとりが自分の存在意義に自信を持つことのできる指導を全校で心がける必要がある。

さらに、児童が安心して学び、「学ぶ楽しさとできる喜び」を感じることができるよう、ユニバーサルデザインをもとにして学び合いの授業を創造する。

＜研究テーマ＞

「自分の考えや思いを伝え合う子どもを育てる」
～書いたことを共有し、自分の考えを伝え合おう～

これまでの研究で取り組んできた問題解決的な学習の進め方や東光スタンダードをもとに、分かりやすい授業づくりを進めるために、授業研究を実施するとともに、基礎基本の確実な定着、授業規律の見直しを行い、児童が授業を楽しく受けることができる環境づくりを行う。また、「自分の考えを伝え合う」ことをテーマとし、国語科の学習で、言語を手がかりとして「論理的に思考する力」と「豊かに想像する力」の両方の力を高めること、そして、その身につけた力を活用し、他の文章を読んだり、自分の考えや思いを表現したりできるようになるような取り組みについて研究を行う。

（４）具体的な取組み

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学校行事では、それぞれに役割を与え、互いに認め合う機会を提供する。また、日頃からいいことをしたり、がんばったりした児童のことを教職員が積極的にほめる機会をつくる。

＜自己有用感や自己肯定感を育む取組み＞

①色別縦割り活動や幼小連携、委員会、クラブ活動等

②遠足、宿泊学習、修学旅行、運動会、音楽会等

③しいひま交流、出前シアター、アイマスク体験、車椅子体験、点字学習、発達学習等

④平和集会、人権意識を高めるDVD鑑賞等

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

２　いじめの早期発見のための措置

⑴ 実態把握の方法として、毎学期に１回「生活アンケート」を行う。気になる児童については、面談も実施し早期発見に努める。また、教育相談週間を設け、個人面談で児童の思いや、悩みを把握する。

情報を共有するため週一回、生活指導連絡会を行い、教職員が積極的に児童の情報交換をする。

日常の観察として、小さな変化や危険信号を見逃さないように常にアンテナを高く保つ。

⑵ 保護者と連携して児童を見守るために、積極的に家庭訪問を行い、家庭で気になること、心配なことの把握に努める。また、地域との連携を大切にし、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえるように努める。

⑶ 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう日頃から相互のコミュニケーションを大切にする。また、保健室やスクールカウンセラー、教育相談室、「２４時間いじめ相談ダイヤル」等の利用について広く周知する。

⑷ 学校便り等により、相談体制を広く周知する。

生活指導部会、「いじめ対策委員会」により、その体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

⑸教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて守秘義務を厳守する。

第４章　いじめに対する迅速な対応

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、（別添）「いじめ事象生起時の対応について（平成 24 年 9 月市教委作成）」「ネット上のトラブルへの対応（平成 25 年 10 月市教委作成）」を参考にして、外部機関とも連携する。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

⑴ いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

⑵ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

⑶ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

⑷ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑸ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３　いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

⑴いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

４　いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

⑴　速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

　また、いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

⑵　事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

⑶　いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

　その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

５　いじめが起きた集団への働きかけ

⑴　いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

　そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた人の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

　また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

　「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

⑵　いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、す

べての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や児童会活動、色別活動、子どもまつり、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

６　ネット上のいじめへの対応

⑴ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑵ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑶ また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

７　重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）
①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合
市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合
市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

第５章　その他

１　不登校児童への対応

「いじめ防止対策推進法」28 条の二に、“いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき”学校は「重大事態」ととらえ、事実関係を明確にするための調査を行うと記されている。長期にわたる病気以外の長期にわたる欠席は、いじめを背景としているケースが多いことは言うまでもない。本校においても、以下の点に留意し、いじめによる長期欠席に対応する。

⑴欠席に関してはその１日目から、電話連絡・家庭訪問によりその理由の把握を行う。

⑵連続欠席が３日を超えた場合は、校内において情報を共有し、その原因と背景の把握に努める。

⑶当該児童の長期欠席の原因や背景がつかめ、いじめが背景にあると判断された場合は、本方針に従い、迅速に対応する。

２　本基本方針の定期的な更新と見直し

本基本方針が、本校の実情に即し、有効に機能しているかの検証については、校内において絶えず点検し、ＰＤＣＡサイクルのもと、また、岸和田市教育委員会の指導の下、その更新と見直しに努める。さらに、この方針にもとづく本校のいじめ問題に対する考え方とその取り組みを、学校ＨＰページで公開するとともに、機会あるごとに説明し理解を求めていく。

関係資料

※いじめ等の問題行動が起こったら、大阪府教育委員会作成の

「５つのレベルに応じた 問題行動 への 対応チャート 」 を活用する。

いじめ事案への対処の流れ①

・ いじめ事案への対処の流れ② 重大事態が発生した場合の対応

https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/32816.pdf

『いじめ事象生起時の対応について』（平成

24 年 9 月 岸和田市教育委員会）

https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/32815.pdf

『ネット上のトラブルへの対応』（平成 25 年 10 月 岸和田市教育委員会）

https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/32814.pdf

いじめ防止対策推進法

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

大阪府いじめ防止基本方針

http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/ijime_boushi_bp/index.html

大阪府『5 つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート』

http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/taiou.html

岸和田市いじめ防止基本方針

https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/40199.pdf